



しぶや青色

令和6年 6月号 第622号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

「納期の特例」の源泉所得税は7月10日（水）が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月10日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、原則7月10日迄に納付します。また、給与所得者の定額減税が令和6年6月から始まります。

★ 給与所得者の源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 令和6年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、本年1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）。
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません（0証明）。
4. 前回（令和5年7月～12月分）の納付書控えもご持参下さい。
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

● 渋谷青色申告会のホームページ ●

当会では、様々な情報をHPでもご案内しています。

・毎月の会報もいち早く掲載しています。

今後も、情報発信していきますのでよろしくお願いいたします。

*「渋谷青色申告会」で検索してください。

★ 第26回定時総会開催 ★

去る5月28日(火)午後4時00分より、原宿東郷記念館「玉響」に於いて、第26回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員2名、また退任役員12名の方々に対して、永年の青色申告会の活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて金井会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。

- 第1号議案 議事録署名人選任に関する件
- 第2号議案 第26期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第26期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第27期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第27期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 労働保険料等徴収、納付状況報告の件

各議案について慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第26期(令和5年度)収支計算書・第27期(令和6年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2～3頁でご報告申し上げます。

最後に、前田副会長が閉会のことばを述べ、午後4時50分閉会となりました。



一般会計	第26期 収支計算書		第27期 収支予算書
	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで		令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
(単位:円)			
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	100	100	100
(2) 特定資産運用収入	8,000	2,096	3,000
(3) 会費等収入	52,630,000	50,655,000	51,340,000
(4) 事業収入	18,485,000	18,779,512	20,180,000
(5) 雑収入	300,000	21,840	0
(6) 引当資産繰入金収入	1,000,000	8,092,699	0
事業活動収入計 A	72,423,100	77,551,247	71,523,100
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	55,027,200	59,013,921	51,760,000
(2) 管理費支出	14,000,800	15,882,612	17,163,100
事業活動支出計 B	69,028,000	74,896,533	68,923,100
事業活動収支差額 A-B	3,395,100	2,654,714	2,600,000
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	800,000	1,100,000	1,000,000
(2) 特定資産取得支出	2,750,000	9,612,788	1,000,000
投資活動支出計 D	3,550,000	10,712,788	2,600,000
投資活動収支差額 C-D	△ 3,550,000	△ 10,712,788	△ 2,600,000
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
予備費支出	45,100	0	0
当期収支差額	0	△ 8,058,074	0
前期繰越収支差額	12,448,207	12,448,207	12,448,207
次期繰越収支差額	12,448,207	4,390,133	12,448,207

貸借対照表

一般会計

令和 6年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金の合計	19,558,961	(1) 流動負債合計	3,519,864
(2) その他流動資産の合計	355,910		
流動資産合計	19,914,871	2. 固定負債	
2. 固定資産		(1) 退職給与引当金	
(1) 基本財産合計	5,000,000	固定負債合計	43,616,468
(2) 特定資産合計	129,454,015	負債合計	47,136,332
(3) その他固定資産合計	51,800,025		
固定資産合計	186,254,040	【Ⅲ】正味財産の部	
資産合計	206,168,911	1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	159,032,579
		一般正味財産合計	159,032,579
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	159,032,579
		負債及び正味財産合計	206,168,911

第27期（令和6年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

渋谷青色申告会は、昭和25年に青色申告者が自主的に組織した納税者団体としてスタートして以来、青色申告制度の普及推進を通じて、わが国の税制の中核である申告納税制度の定着と、健全な納税思想の高揚に努めています。

ところで、税を取り巻く環境は大きく変化し、会員のニーズも多様化しています。新型コロナウイルス感染症が5類感染症と位置付けられたことに伴い、社会活動がコロナ禍以前の水準に戻りつつありますが、その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰の影響により、日本国内においても物価高は収束する気配が見られず、経営を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

事務局においては令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入、令和6年1月1日から始まった「電子取引データ保存」の対応など、引き続き広報・周知に努め、制度に対応した会員指導を行っていきます。

以上を基本方針として、次の施策を推進いたします。

1. 総務・組織関係

健全な納税者の育成を図るため、年間を通じて青色申告制度の普及推進と、地域に密着した公益活動の充実に努めます。

2. 指導・税制関係

会員及び一般納税者に対して、広報・説明会等を開催すると共に、決算申告指導及び会員指導体制の整備と実務能力の向上に努める。

3. 事業・広報関係

労働保険及び東青連と連携した各種共済・保険等の加入促進を図り、会員と家族並びに従業員の万一の事故に備える。

◆ 土曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月6日（土） 午前9時～12時は業務を行っています。（午前11時受付終了/予約制）

平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。（源泉所得税・記帳相談等）

● 7月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による

「税務相談会」は下記の通りです。

日時	7月17日(水) 午前10時～午後4時
場所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費用	無料(1人約1時間を予定)

※税務相談会は7月1日(月)より予約開始します

保険相談

保険に入っていない。

または

現在ご加入の保険を

見直したい。



☆保険料を安くしたい。

☆たくさん入っている保険を整理したい。

☆保険のことがよくわからない。

など、お気軽にご相談ください。

● 都税についてのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月3日(月)にお送りした納付書により、7月1日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。(QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。)



口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。



他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋・償却資産が所在する区にある都税事務所
- ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法

